

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第26号）
の一部を次のように改正する。

別表(3)の項注1中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「
及び附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。